

令和6年度 事業計画書

I 運営方針

公益財団法人として、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施する。

なお、年金担保貸付事業は、令和4年3月申込受付分で終了したため、「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書（以下「検討委員会報告書」という。）及び当協会の現況等を踏まえて適切に今後の事業運営にあたる。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚生労働省、(独)福祉医療機構と連携して、令和8年4月を目途に加入者が他の団体が実施する団信に移行する方向で進めているところであり、今後、当協会はこの2つの事業が終了した後は速やかに解散する方向で検討を進めて行くこととする。

II 事業実施計画

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の適切な実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、令和4年4月貸付実行分(令和4年3月申込受付分)で新規の保証引受は終了したところであるが、既存の保証引受残高及び保証履行により取得した求償債権残高の管理・回収については、引き続き適切に実施する。

・保証引受残高

令和6年度初の保証引受残高(計画)は、年金担保貸付の令和5年12月までの実績等を勘案し、25,592件、2,816百万円を見込んでいる。

年 度	令和2年度初	令和3年度初	令和4年度初	令和5年度初	令和6年度初 (計画)
件 数 (前年度比)	157,481件 (88.3%)	128,332件 (81.5%)	108,902件 (84.9%)	62,907件 (57.8%)	25,592件 (40.7%)
金 額 (前年度比)	46,451百万円 (88.8%)	35,601百万円 (76.6%)	32,299百万円 (90.7%)	13,507百万円 (41.8%)	2,816百万円 (20.8%)

・保証履行額

令和6年度の保証履行（計画）は、保証引受残高の見込みにこれまでの保証履行実績等を勘案し、件数で624件、金額で106百万円を見込むこととする。

（保証履行状況の推移）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 計画
件 数 (前年度比)	3,319件 (90.7%)	2,824件 (85.1%)	2,439件 (86.4%)	1,532件 (62.8%)	624件 (40.7%)
金 額 (前年度比)	880百万円 (89.4%)	726百万円 (82.5%)	602百万円 (82.9%)	292百万円 (48.5%)	106百万円 (36.3%)
単 価 (前年度比)	265千円 (98.5%)	257千円 (97.0%)	247千円 (96.1%)	191千円 (77.3%)	169千円 (88.4%)

(2) 求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託しているところである。

なお、費用対効果等に鑑み、回収の可能性のある求償債務者や首都圏近郊に住所を有する求償債務者等については、必要に応じて当協会職員が訪問調査を実施し回収にあたる。

また、求償債権の回収にあたっては、必要に応じて（独）福祉医療機構と連携のうえ、年金担保貸付の受託金融機関に対し意見等の徴取を行うなど、早期の債権回収に努める。

(3) 調査研究

年金受給者の福祉の増進に寄与するための調査研究については、令和6年度も引き続き実施しない。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

債務引受事業については、令和6年度も引き続き実施しない。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和6年度においても引き続き特約料を据え置きとし、事業を実施する。また、検討委員会報告書に基づき、厚生労働省、（独）福祉医療機構と連携して、令和8年4月に当協会の団信加入者が他の団体が実施する団信に移行できるよう関係者間協議を進めていく。

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和6年度	6.49円	8.42円	10.31円

3 厚生労働省、(独)福祉医療機構等との打ち合わせ会の実施

年金担保貸付の信用保証事業の終了を見据え、当協会の安定的運営のためには、厚生労働省、(独)福祉医療機構との密接な連携が必要となることから、引き続き必要に応じた打ち合わせ会を実施する。

4 住宅団信に関する関係者間協議の継続及び一般事業主への意向確認の実施

年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業については、当協会の団信加入者を他の団体が実施する団信に移行できるよう、厚生労働省、(独)福祉医療機構、移行先団体等を含めた関係者間協議を令和5年度まで7回実施しているところであるが、今年度も引き続き実施する。

また、令和5年度から開始した一般事業主に対する意向確認については、一般事業主の要望や同関係者間協議の議論を踏まえながら適切に実施する。